

平成29年10月25日
福祉保健局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定自立支援医療機関に対する行政処分の撤回について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第68条第1項第1号の規定に基づき平成29年6月29日付29福保障精第522号により行った指定自立支援医療機関の指定取消処分については、下記のとおり撤回する。

記

1 対象指定自立支援医療機関

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 医療機関名称 | フロッギーズクリニック |
| (2) 医療機関所在地 | 東京都世田谷区野沢一丁目35番8号301号 |
| (3) 開設者及び管理者 | 池上 恭司（いけがみ きょうじ） |
| (4) 初回指定年月日 | 平成19年1月1日 |

2 指定取消し撤回の理由

法第68条第1項第1号に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消事由である法第59条第2項第1号に該当するに至った、平成29年5月19日付けで健康保険法第80条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号の規定に基づき保険医療機関の指定を取り消された処分について、行政事件訴訟法第25条第2項の規定に基づく平成29年9月4日付東京地方裁判所による決定により効力が停止されたため。

3 撤回の期限

平成29年10月25日から、保険医療機関指定取消処分について、平成29年9月4日付けの東京地方裁判所により決定された当該取消処分の効力が停止されている期間の終了まで。

(問合せ先)

東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
電話 03(5320)4464(直通)